

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年 4月22日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：19件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	主タービン制御用機械式圧力調整装置に指示値不良が認められたため、当該装置を点検・修理	C	
2	2号機	不活性ガス系の移動式炉内計装系用窒素ガス供給入口弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	2号機	主タービン第1、2軸受振動記録計に制御用モーターの異常を示すエラーメッセージが表示されたため、当該記録計を点検・修理	D	
4	2号機	主タービングランドシール蒸気系の蒸化器主蒸気入口弁の駆動用電動機が過負荷により自動停止したため、当該弁を点検・修理	C	
5	3号機	非常用ディーゼル発電機自動起動試験終了後の炉心スプレイ系停止操作時に「原子炉建屋電源開閉器（C）過負荷／地絡」の警報が発生し、同系ポンプ（A）用潤滑油ポンプの自動停止及び非常用潤滑油ポンプの自動起動が認められたため、対応検討	C	
6	3号機	残留熱除去A系用潤滑油ポンプ（A）の本体コーキング部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	4号機	原子炉建屋換気空調系冷却装置用電源開閉器盤にしゃ断器を収納する操作ができないため、当該電源開閉器盤のしゃ断器操作機構を点検・修理	D	
8	4号機	原子炉建屋換気空調系外気処理装置内冷房用空気冷却コイルのドレン弁（6台）にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	6号機	原子炉冷却材浄化系逆洗水入口空気駆動弁の点検において、当該弁駆動部の動作速度制御器の調整用つまみ押え部よりエアリークが認められたため、当該部を修理	D	
10	6号機	原子炉格納容器自動減圧系の計装用空気圧カスイッチの点検において、当該計器入口弁及びテスト弁のグランド部よりエアリークが認められたため、当該弁を交換	D	
11	6号機	残留熱除去海水系ポンプ（A、C）駆動用電動機の点検において、軸受冷却水流量計のドレン排水口閉止プラグのシール部に腐食及び減肉が認められたため、当該部を修理及び閉止用プラグを交換	D	
12	6号機	原子炉隔離時冷却系の主要弁の点検において、タービントリップ／スロットル弁の上蓋シール用ガスケットのつぶれ代不足が認められたため、当該ガスケットを交換及び上蓋を修正加工	D	
13	6号機	制御棒駆動水ポンプ出口フィルタ（B）用入口弁の浸透探傷検査において、弁体・弁座入口側に指示模様及び当該弁体・弁座の当り状態不良が認められたため、当該弁を修理	D	
14	6号機	非常用ディーゼル発電機（A）用補機冷却海水ポンプの点検において、下部軸に変形が認められたため、当外部を修正加工	D	
15	集中環境施設	高温焼却炉設備において、廃棄物投入装置廻りの清掃作業を行っていた協力企業作業員が、清掃作業専用治具と点検口の間に左手薬指をはさまれ負傷したため、業務車にて病院へ搬送した。医師による診察・検査の結果、「左環指挫創（2週間の加療を要す）」との診断を受けたため、対応検討	B	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（A）の1次セラミックフィルタ用グローブボックス点検用架台のキャスターロック解除装置に動作不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
17	集中環境施設	プロセス主建屋内管理区域1階のろ過水供給弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
18	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備の廃棄物仮置コンベア（B）の押し機用押し棒の蛇腹カバーに亀裂及び押し棒のロックピンに摩耗が認められたため、当該部品を交換	D	
19	集中環境施設	高温焼却炉前処理設備の廃棄物仮置コンベア（C）の押し機用押し棒の蛇腹カバーに破損が認められたため、当該カバーを交換	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合 <ul style="list-style-type: none"> * 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障 * 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など ・原子炉への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい ・圧力抑制室等への異物の混入 ・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで